

保護者様

西海市立雪浦小学校
校長 稲吉 伸一

5類感染症へ移行後の新型コロナウイルス感染症対策について

向暑の候、保護者の皆様におかれましては、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症は5月8日付で、医療に関する法律上の5類感染症に移行しました。これに伴い、学校においても、文部科学省の改定省令、通知を踏まえ、新型コロナウイルス感染症についての対応を、次のとおりといたします。

今後とも学校では、学習内容や活動内容を工夫しながら、授業や、各種行事等の学校教育活動を進めて参りますので、御理解と御協力をお願いいたします。


記

1 出席停止期間

- ・児童本人の感染の場合のみ出席停止扱いとなります。

【出席停止期間基準】

○「発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
発症日(発症日が0日目)					*軽快	登校可能
						

○無症状の感染者については、検体を採取した日(0日目)から五日を経過するまで。

*「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、呼吸器症状(咳、喉の痛みなど)が改善傾向にあることです。

◎出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、学校内でのマスク着用をお願いします。

2 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合について

◎登校前に発熱や咽頭痛(のどの痛み)、咳等の症状がある場合には、自宅で休養し、無理して登校させないようにお願いします。

3 その他

◎児童本人または御家族に基礎疾患があるなど、出席を避けたい御事情が発生した場合は、学校に相談してください。

◎普段の学校の教育活動においては、マスクの着用は求めず、個人の判断とします。

◎学校では、児童の間で感染の有無やマスクの着用の有無によって差別・偏見等がないよう、適切な指導を行っていきます。